



長野県報

3月30日(金)
平成19年
(2007年)
号外

目次

規則

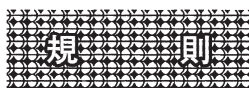
長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革推進課)	2
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革推進課)	10
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営企画課)	15
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	16
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	17
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	23
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	24

告示

長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医療政策課)	24
長野県収用委員会運営規程の一部改正(土地・景観課)	24

訓令

長野県職員服務規程の一部改正(人事課)	25
長野県公印規程の一部改正(情報公開・法務課)	26
長野県法規審査委員会規程の一部改正(情報公開・法務課)	27
長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課)	27
本庁の内部部局及び会計局の系の名称及びその分掌事務に関する規程(行政改革推進課)	29



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第22号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の3」を「第4条の4」に、「第5目 商工部(第28条-第30条)」を

「第5目 商工部(第28条-第30条) 第5目の2 観光部(第30条の2-第30条の3)」に、「第51条の23」を「第51条の21」に、「第36款 諏訪湖事務所(第150条-第151条の2)」を「第36款 名古屋事務所及び大阪事務所(第150条-第151条)」に、「第42款 削除」を「第42款 観光情報センター(第165条-第168条)」に、

「第43款の2 木曾農林振興事務所(第170条の2-第170条の4) 第44款 農業大学校(第171条-第173条)」を「第44款 農業大学校(第171条-第173条)」に、「第248条」を「第247条」に改める。

第1条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第2条第5号のウを削り、同条第9号を同条第10号とし、同条第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 観光部

観光に関すること。

第3条第1号中「行政改革推進課」を「行政改革課」に改め、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号中「道路課」を「道路管理課 道路建設課」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 観光部

観光企画課 観光振興課

第4条第3号中「及び景観」を削る。
第4条の2中「政策評価課 土地・景観課」を「政策評価課」に、「情報政策課 統計課」を「情報政策課」に改める。
第4条の3中「行政改革推進課」を「行政改革課」に、「政策評価課、NPO活動推進課及び統計課」を「観光企画課、観光振興課、政策評価課及びNPO活動推進課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(6) 観光部

観光企画課 観光振興課

第4条第4 観光企画課及び観光振興課に、その事務を分掌させるため、班を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該課長があらかじめ知事の承認を得て定める。
2 前項の規定により班を置く課に、その事務を管理させるため、班長を置き、企画員の職以上の職にある職員のうちから、当該課長が指定する。
第9条第2項中「県税収納推進センター」を「個人県民税対策室」に改める。

第12条第6号中「及び固定資産評価審議会」を「、市町村合併審議会及び固定資産評価審議会」に改める。

第13条(見出しを含む。)中「行政改革推進課」を「行政改革課」に改める。

第15条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 社会福祉法人(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(4) 社会福祉審議会(身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を除く。)の庶務に関すること。

第15条の2第5号中「他の所管に属するものを除く」を「生活保護及び授産に関するものに限る」に改め、同条第8号中「支援」を「監査」に改め、同条第17号を削り、同条第18号を同条第17号とする。

第17条第7号中「、西駒郷(」を「県立総合リハビリテーションセンター、西駒郷(」に改める。

第24条第12号を次のように改める。

(12) 医師の確保対策に関すること。

第24条第13号を削り、同条第14号中「、准看護師試験委員及び国民健康保険審査会」を「及び准看護師試験委員」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号を同条第14号とし、同条第16号を同条第15号とし、同条に次の2項を加える。

2 医療政策課に、国保・医療福祉室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 国民健康保険に関すること。

(2) 老人、乳幼児、障害者、母子家庭の母子及び父子家庭の父子の医療費の給付に関すること。

(3) 国民健康保険審査会の庶務に関すること。

3 国保・医療福祉室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

第24条の2第3号を削る。

第25条第11号中「及び結核診療所」を削る。

第27条の4第6号を削る。

第27条の9に次の1項を加える。

3 交通事故相談所に支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位置	担 当 区 域
交通事故相談所 松本支所	松本市	松本市 岡谷市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 上伊那郡 木曾郡 東筑摩郡

第28条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号から同条第10号までを削り、同条第11号中「、中小企業調停審議会及び観光振興審議会」を「及び中小企業調停審議会」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 名古屋事務所及び大阪事務所に関すること。

第28条第12号を同条第8号とする。

第2章第1節第1款第5目の次に次の1目を加える。

第5目の2 観光部

(観光企画課)

第30条の2 観光企画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 観光部の人事、予算の編成及び執行その他庶務に関すること。
- (2) 観光に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 旅行業、通訳案内業及び観光案内業に関すること。
- (4) レクリエーション施設の整備運営に関すること。
- (5) 観光振興審議会の庶務に関すること。
- (6) 観光情報センターに関すること。
- (7) 観光振興課の所管に属さないこと。

(観光振興課)

第30条の3 観光振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光の宣伝に関すること。
- (3) 県産品の販路拡張に関すること。

第31条第15号を削り、同条第16号を同条第15号とする。

第35条第2号及び第40条第6号中「道路課」を「道路建設課」に改める。

第43条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号から同項第10号までを削り、同項第11号中「及び治水・利水ダム等検討委員会」を削り、同号を同項第5号とし、同項第12号を同項第6号とし、同項第13号を同項第7号とし、同条第2項を次のように改める。

2 土木政策課に、技術管理室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 土木事業に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 土木事業の専門的指導及び技術基準に関すること。
- (3) 公共事業の入札及び契約に関すること。
- (4) 入札制度の改革に関すること（工事及び工事に係る委託業務に係るものに限る。）。

第45条（見出しを含む。）中「道路課」を「道路管理課」に改め、同条第6号から第8号までを削り、同条第9号を同条第6号とし、同条第10号及び第11号を削る。

第46条を次のように改める。

(道路建設課)

第46条 道路建設課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 道路（幹線として位置付ける農道及び林道を含む。）の建設に係る計画の調査及び調整に関すること。
- (2) 道路の新設及び改良に関すること。
- (3) 踏切道の除却に関すること。
- (4) 地方道路公社に関すること。
- (5) 高規格幹線道路及び北陸新幹線鉄道の建設に関連する事項に関すること。

第47条第9号中「水防協議会」を「水防協議会及び治水・利水ダム等検討委員会」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 長野県治水・利水ダム等検討委員会条例（平成13年長野県条例第26号）第2条各号に掲げる河川の流域に係る治水対策及び利水対策の総合調整に関すること。

第51条の2第1項第12号中「住宅金融公庫又は都市基盤整備公団」を「独立行政法人住宅金融支援機構又は独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第15号中「建築物の構造計算」を「景観の育成」に改

め、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号中「及び住宅審議会」を「住宅審議会及び景観審議会」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 屋外広告物に関すること。

第51条の15に次の2項を加える。

2 企画課に、土地対策室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 土地利用に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 土地取引の規制に関すること。
- (3) 公有地取得の調整に関すること。
- (4) 土地の価格に関すること。
- (5) 不動産鑑定業に関すること。
- (6) 土地開発公社の指導監督に関すること。
- (7) 土地収用に関すること。
- (8) 総合計画審議会（国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合に限る。）、土地利用審査会及び収用委員会の庶務に関すること。

3 土地対策室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

第51条の17を削り、第51条の18を第51条の17とし、第51条の19から第51条の21を1条ずつ繰り上げ、第51条の22に次の2項を加える。

2 情報政策課に、統計室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 各種の統計及び調査の調整に関すること。
- (2) 統計の普及及び啓発に関すること。
- (3) 指定統計等統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

3 統計室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

第51条の22を第51条の21とし、第51条の23を削る。

第52条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条中「第171条第6項」を「第171条第5項」に改める。

第56条第2項第9号を次のように改める。

- (9) 長野県名古屋事務所及び長野県大阪事務所

第56条第2項第14号を削り、同項第13号を第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 観光情報センター

第59条中「並びに企業誘致」を「企業誘致並びに農産物の販路拡張」に改める。

第75条第1項第8号から同項第11号まで中「（長野県木曾地方事務所を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

第77条第1項中「（長野県木曾地方事務所を除く。）」を削り、「及び産業労働課」を「商工観光課及び建築課」に改め、同条第3項を削り、同条第2項第23号から第28号までを削り、同項第29号を同項第23号とし、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、長野県木曾地方事務所及び長野県北安曇地方事務所、商工観光課及び建築課に代えて商工観光建築課を置く。

第77条第8項第6号中「及び肥料」を「肥料及び飼料」に改め、

同条第11項中「産業労働課」を「商工観光課」に改め、同条に次の2項を加える。

12 建築課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県営住宅等の管理及び改善に関すること。
- (2) 建築物の確認及び取締り並びに建築に係る指導に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること（建築物及び路外駐車場に関することに限る。）。
- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構の業務に係る受託事務に関すること。
- (5) 景観の育成及び屋外広告物に関すること。
- (6) その他住宅及び建築に関すること。

13 商工観光建築課は、前2項の事務をつかさどる。

第110条第7項の表中

機能訓練科
義肢装具製作科

を

「

リハビリテーション療法科
義肢装具科

に改める。

」

第115条に次の1項を加える。

2 労政事務所に、中小企業の労働相談に応ずるため、中小企業労働相談所を付置する。

第116条第1項中「第1欄、第2欄及び第3欄に掲げる」を削り、同条第2項を削る。

第117条第1項中「労政事務所」を「長野県南信労政事務所」に、「別表第9の2の第1欄、第2欄及び第3欄に掲げる」を「次の表の」に改め、同項に次の表を加える。

名 称	位 置	担 当 区 域
長野県南信労政事務所諏訪分室	諏訪市	諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市

第117条第2項中「労働に」を「労働情報、労働統計調査、労働に」に改め、同条第3項を削る。

第124条第2項中「(長野県長野技術専門学校及び長野県松本技術専門学校にあつては第1号及び第5号)」を削り、同条第3項中「(長野県伊那技術専門学校にあつては第1号から第3号まで)」を削り、同条第4号を削る。

第130条第3項第9号中「結核審査協議会及び」を削る。

第133条第4項中「学生部に」を「事務局及び学生部に」に、

部	課の名称	分 掌 事 務

を

局・部	課の名称	分 掌 事 務
事務局	総務課	第2項第1号及び他の課の所管に属さない事項
	教務課	第2項第2号から第6号までの事項

に改める。

第146条の4第1項中「ふれあい課及びけんこう課」を「及びふれあい課」に改め、同条第2項第4号中「所内の他課」を「ふれあい課」に改め、同条第3項に次の2号を加える。

- (5) 保健所が収容した飼主不明の負傷動物の治療に関すること。
- (6) 長野県動物愛護センターにおいて飼養している動物の健康管理、感染症等の調査及び繁殖制限に関すること。

第146条の4第4項を削る。

第149条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 企画総務部に、その事務を分掌させるため、課を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

部	課の名称	分 掌 事 務
企画総務部	総務課	前項第1号及び第6号の事項
	企画情報課	前項第2号から第5号までの事項

第2章第2節第36款を次のように改める。

第36款 名古屋事務所及び大阪事務所

(業務)

第150条 長野県名古屋事務所及び長野県大阪事務所は、関係機関との事務連絡、企業誘致並びに農産物の市場調査、流通調査及び販路拡張を行うところとする。

(名称及び位置)

第151条 長野県名古屋事務所及び長野県大阪事務所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県名古屋事務所	愛知県名古屋市
長野県大阪事務所	大阪府大阪市

第2章第2節第42款を次のように改める。

第42款 観光情報センター

(業務)

第165条 観光情報センターは、観光の振興及び宣伝並びに県産品の販路拡張を行うところとする。

(名称及び位置)

第166条 観光情報センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県東京観光情報センター	東京都千代田区
長野県名古屋観光情報センター	愛知県名古屋市
長野県大阪観光情報センター	大阪府大阪市

第167条及び第168条 削除

第2章第2節第43款の2を削る。

第177条第2項を削る。

第182条第4項第3号を削る。

第185条第4項第4号を削る。

第187条の2第4項第4号を削る。

第187条の6第7項第4号を削る。

第187条の9第6項第3号中「並びに土壌、肥料、かんがい水等の依頼分析」を削る。

第190条第3項第4号を削る。

第191条の3第4項第4号を削る。

第218条第4項第4号中「、土壌等」を削り、同条第5項第3号を削る。

第219条第3号中「こと」を「こと（長野県下伊那南部建設事務所にあつては維持保全に関することに限る。）」に改め、同条第4項中「こと」を「こと（長野県下伊那南部建設事務所を除く。）」に改め、同条第5号中「に關すること」を「の管理に關すること（長野県下伊那南部建設事務所にあつてはこれらの区域等の指定に關することに限る。）」に改める。

第220条第3項を次のように改める。

3 長野県下伊那南部建設事務所は、長野県飯田建設事務所に付置する。

第221条第2項の表中

長野県諏訪建設事務所	維持管理課	用地課	を
------------	-------	-----	---

長野県諏訪建設事務所	維持管理課	用地課	流域下水道課
------------	-------	-----	--------

に改め、同条第3項第1号中「こと」を「こと（長野県下伊那南部建設事務所にあつては庶務に關することに限る。）」に改め、同項第2号及び第3号中「こと」を「こと（長野県下伊那南部建設事務所を除く。）」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 諏訪湖流域下水道の管理（流域下水道課に属する事務を除く。）に關すること（長野県諏訪建設事務所に限る。）。)

第221条第3項第5号から第7号までを削り、同項第8号を同項第5号とし、同項第9号を同項第6号とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 流域下水道課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 諏訪湖流域下水道工事の調査、設計、施行及び監督に關すること。
- (2) 諏訪湖流域下水道の維持保全に關すること。
- (3) 諏訪湖流域関連公共下水道に關すること。

第229条第2項を削る。

第239条第1項中「又は」を「、室又は」に改める。

第243条第1項中「事務吏員、技術吏員又は事務吏員若しくは技術吏員以外の常勤の職員（以下「吏員以外の職員」という。）」を「職員」に改める。

第245条第2項中「科」を「班」に改め、同条第3項中「科を」を「班を」に、「科長」を「班長」に改める。

第247条中「及び」を「、室及び」に改める。

第248条を削る。

別表第9を次のように改める。

(別表第9)(第116条関係)

労政事務所

名称	位置	担当区域
長野県東信労政事務所	上田市	南佐久郡 北佐久郡 小県郡 上田市 小諸市 佐久市 東御市
長野県南信労政事務所	伊那市	諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市
長野県中信労政事務所	松本市	木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡 松本市 大町市 塩尻市 安曇野市
長野県北信労政事務所	長野市	埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡 長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市

別表第9の2を削る。

別表第10の長野県勤労者福祉センターの項を削る。

別表第20の長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所の項中

「 下伊那郡のうち阿南町、 下条村、売木村、天竜村 及び泰阜村 飯田市のう ち上村、南信濃和田、南 信濃八重河内、南信濃南 和田及び南信濃木沢の区 域 」	を	「 下伊那郡のうち阿南町、 下条村、売木村、天竜 村及び泰阜村 」
---	---	---

に改める。

別表第32の1の長野県本人確認情報保護審議会の項の次に次のように加える。

長野県市町村合併審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条の規定による同法第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び自主的な市町村の合併の推進に關し重要な事項の調査審議に關すること。	市町村課
-------------	---	------

別表第32の1の長野県社会福祉審議会の項中「地域福祉課」を「福祉政策課」に改め、同1の結核診査協議会の項を削り、同1の感染症診査協議会の項中「入院の勧告及び入院の期間の延長」を「就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担」に、「審議」を「審議並びに知事の報告に關する意見の陳述」に改め、同1の長野県土地利用審査会の項中

「 土地・景觀課 」	を	「 土地対策室 」	に改める。
------------------	---	-----------------	-------

別表第32の2の長野県行政機構審議会の項中

「 行政改革推進課 」	を	「 行政改革課 」	に改め、同2の長野
-------------------	---	-----------------	-----------

県観光振興審議会の項を削り、同2の長野県職業能力開発審議会の項の次に次のように加える。

長野県観光振興審議会	長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）第2条の規定による観光の振興計画の策定及び実施に關する事項の調査審議に關すること。	観光企画課
------------	---	-------

別表第32の2の長野県治水・利水ダム等検討委員会の項を削り、

同2の長野県水防協議会の項の次に次のように加える。

長野県治水・利水ダム等検討委員会	長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第2条の規定による同条各号に掲げる河川の流域に係るダム等を含む総合的な治水・利水対策に関する事項の調査審議に関すること。	河川課
------------------	--	-----

別表第32の2の長野県総合計画審議会の項を削り、同2の長野県景観審議会の項中「**土地・景観課**」を「**建築管理課**」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県総合計画審議会	長野県総合計画審議会条例(昭和42年長野県条例第30号)第2条の規定による長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法(昭和26年法律第180号)第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。	企画課 土地対策室
------------	---	--------------

別表第33の社会部の項中

社会参事	部の重要事項の統括掌理
福祉健康政策幹	部長の職務遂行の補佐並びに福祉及び健康に係る重要な政策課題の総合調整に関する事務の総括掌理

を「**社会参事**」部の重要事項の統括掌理に改め、同表の商工部の項の次に次のように加える。

観光部	観光参事	部の重要事項の統括掌理
-----	------	-------------

別表第33の土木部の項中

土木技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理
技術参事	部の技術に関する特定事項の統括掌理

を「**土木技監**」部の技術に関する専門的業務の統括掌理に改め、同表の危機管理局の項中

局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
危機管理幹	危機管理に係る総合調整に関する事務の総括掌理

を「**局長**」局務の掌理及び所属職員の指揮監督に改め、同表第33中

課又はセンター	課長	課務又は所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	所長	

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	

課長補佐	課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理
------	---------------------------------

課長補佐	課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理
室長補佐	

に、「会計局長の」を「会計管理者の」に、「会計局長又は」を「会計管理者又は」に、「第74条の2第4項」を「第74条の3第4項」に改め、同表の管財課の項中「並びに本庁の当直」を削り、

通信技師	通信に関する技術業務
------	------------

通信技師長	通信に関する技術業務
副通信技師長	
通信技師	

に、「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「第12条の3第4項」を「第18条第2項」に、「第9条」を「第11条」に、「**県税収納推進センター**」を

「**個人県民税対策室**」に改め、同表の広報課の項を削り、同表

の地域福祉課の項を次のように改める。

地域福祉課	福祉監査幹	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の総括掌理
	福祉監査員	社会福祉法第56条第1項(社会福祉協議会及び保育所の設置運営に係るものを除く。)及び第70条、生活保護法第23条第1項及び第2項並びに第44条、児童福祉法第46条第1項及び第2項(保育所、助産施設、里親及び保護受託者に係るものを除く。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条第2項並びに介護保険法第90条及び第100条に規定する職務

別表第33の健康づくり支援課の項を次のように改める。

健康づくり支援課	保健医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務
	薬剤師	薬事衛生業務
	診療放射線技師	放射線業務
	臨床検査技師	臨床検査業務
	管理栄養士	栄養指導業務
	保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な保健指導
	保健師	保健指導業務
	看護師	看護業務
	栄養指導員	健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）
	難聴児療育支援員	難聴児の療育に関する専門的相談及び指導業務

別表第33の自然保護課の項を削り、同表の交通事故相談所の項及びビジネス誘発課の項を次のように改める。

交通事故相談所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	松本支所 支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
ビジネス誘発課	上海駐在員	海外駐在
	深せん駐在員	

別表第33の森林政策課の項中

専門指導員	森林土木事業の専門的指導
技術専門員	高度な技術指導

を

専門指導員	森林土木事業の専門的指導
-------	--------------

に改め、同表の林業振興課の項中

林業専門技術員	森林法第187条第2項に規定する職務及び林業改良指導員の指導
技術専門員	高度な技術指導

を

林業専門技術員	森林法第187条第2項に規定する職務及び林業改良指導員の指導
---------	--------------------------------

に改め、同表の森林整備課の項中

技術専門員	高度な技術指導
森林害虫防除員	森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第11条に規定する職務

を

森林害虫防除員	森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第11条に規定する職務
---------	-----------------------------------

に改め、同表の信州の木活用課の項を削り、同表の土木政策課の項を次のように改める。

技術管理室	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	土木事業の専門的指導

別表第33の建設産業総合支援センターの項から河川課の項までを削り、同表の住宅課の項を次のように改める。

住宅課	公営住宅監理員	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第33条に規定する職務
	改良住宅監理員	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務
施設課	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	建築工事の専門的指導並びに工事の検査及び監査

別表第33の危機管理防災課の項中

地震防災対策推進員

に、「東海地震の」を「地域の」に改め、

同表の会計局の項中

会計局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
------	------------------

を

会計管理者	地方自治法第170条第1項に規定する職務並びに局務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------	---

に改める。

別表第36の現地機関の項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に、「第74条の2第4項」を「第74条の3第4項」に、「第6条」を「第6条第1項」に改め、同表の自治研修所の項中

助教を准教授に改め、同表の地方事務所の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
地域改革推進幹	地域の課題の調整に関する事務の総括掌理
土地利用・建築室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
室長補佐	室長の職務遂行の補佐及び室務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に、

技術専門員	高度な技術指導
薬剤師	環境衛生業務

を

薬剤師	環境衛生業務
-----	--------

に、

地方種畜検査委員(木曾を除く。)	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
------------------	-----------------------

を

地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
飼料検査員	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第1項、第2項及び第3項に規定する職務

に、「漁業監督吏員(木曾を除く。)」を「漁業監督吏員」

に、「森林害虫防除員(木曾を除く。)」を

「森林害虫防除員」に、

改良住宅監理員	住宅地区改良法第29条の規定により準用する公営住宅法第23条に規定する職務
建設産業構造改革支援幹(佐久、上小、上伊那、下伊那、松本及び長野に限る。)	建設産業の構造改革支援に関する専門的事務の総括掌理
広域水利事業対策幹(松本に限る。)	広域的な農業水利事業に関する専門的事務の総括掌理
建設産業構造改革支援主幹(諏訪、木曾、北安曇及び北信に限る。)	建設産業の構造改革支援に関する複雑かつ困難な業務を行う職務

を

改良住宅監理員	住宅地区改良法第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務
---------	---------------------------------------

に、

森林保護専門員(佐久、上小、上伊那、下伊那、松本、長野及び北信に限る。)	森林保護専門員
土地改良専門員(佐久、上小、上伊那、下伊那、松本、長野及び北信に限る。)	土地改良専門員

に改め、同表の消防学校の項及び福祉高等学校の項中「助教授」

を「准教授」に改め、同表の女性相談センターの項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
主任生活指導専門員	入所者の専門的生活指導のうち特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難なもの

に改め、同表の工科短期高等学校の項中

副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
-----	-------------------

を

副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
学科主任	学科の教育活動に関する事項の連絡調整、指導及び助言

に、「助教授」を「准教授」に改め、同表の保健所の項中

管理栄養士	栄養指導業務
診療エックス線技師	エックス線業務

を

管理栄養士	栄養指導業務
-------	--------

に改め、同表の公衆衛生専門学校及び看護専門学校の項中

「助教授」を「准教授」に改め、同表の消費生活センター

の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改め、同表の環境保全研究所の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
研究企画幹	試験研究の企画及び調整に関する事務の総括掌理

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
研究企画幹	試験研究の企画及び調整に関する事務の総括掌理
専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究

に改め、同表の諏訪湖事務所の項を次のように改める。

名古屋事務所 大阪事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----------------	----	------------------

別表第36の松本空港管理事務所の項を次のように改める。

観光情報センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長(東京観光情報センターに限る。)	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
松本空港管理事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

別表第36の木曾農林振興事務所の項を削り、同表の農業大学の

項中「**助教授**」を「**准教授**」に改め、同表の地域農業改良

普及センターの項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中

獣医師	家畜衛生業務
飼料検査員	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第1項、第2項及び第3項に規定する職務

を

獣医師	家畜衛生業務
-----	--------

に改め、同表の林業大学の項中「**助教授**」を「**准教授**」

に改め、同表の林業総合センターの項中

専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
技術専門員	高度な技術指導

を

専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
-------	-----------------------------

に改め、同表の河川改良事務所の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長補佐(奈良井川改良事務所に限る。)	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改める。

別表第38の短期大学及び看護大学の項中

教授	学生の教授若しくはその研究の指導又は研究
助教授	教授の職務の補助
講師	教授又は助教授に準ずる職務
助手	教授又は助教授の職務の補助

を

教授	特に優れた知識、能力及び実績に基づく学生の教授若しくはその研究の指導又は研究
准教授	優れた知識、能力及び実績に基づく学生の教授若しくはその研究の指導又は研究
講師	教授又は准教授に準ずる職務
助教	知識及び能力に基づく学生の教授若しくはその研究の指導又は研究
助手	教育研究の円滑な実施に必要な業務

に改め、同表の看護大学の項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に改める。

別表第41の建設産業総合支援センター所長の項及び中小企業労働相談所長の項を削り、同表中県立ときわぎ寮所長の項の次に次のように加える。

中小企業労働相談所長	労政事務所長
------------	--------

別表第41の長野県東信労政事務所長の項から長野県北信労政事務所中野分室長の項まで及び長野県諏訪湖事務所長の項を削り、同表の長野県松本創業支援センター所長の項の次に次のように加える。

長野県名古屋観光情報センター所長	長野県名古屋事務所長
長野県大阪観光情報センター所長	長野県大阪事務所長

別表第41の長野県木曾農林振興事務所長の項から長野県木曾農業改良普及センター所長の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(長野県報発行規則の一部改正)
- 長野県報発行規則(昭和33年長野県規則第32号)の一部を次のように改正する。
第7条第1号中「課及び」を「課及び室並びに」に改める。
(農林業改良普及手当に関する規則の一部改正)
- 農林業改良普及手当に関する規則(昭和40年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「の職員」を「の職員(兼ねて命ぜられている職員を除く。以下同じ。)」に改める。
(財務規則の一部改正)
- 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「西駒郷地域生活支援センター」を「西駒郷地域生活支援センター 総合リハビリテーションセンター 東信労政事務所 南信労政事務所 中信労政事務所 北信労政事務所」に改め、同表の3中「こども病院 総合リハビリテーションセンター」を「こども病院」に改め、同表の4中「環境保全研究所 諏訪湖事務所」を「環境保全研究所」に改め、同表の5中「工科短期大学校」を「名古屋事務所 大阪事務所 工科短期大学校」に改め、同表の6中「木曾農林振興事務所 農業大学校」を「農業大学校」に改め、同表の8中「飯田建設事務所 下伊那南部建設事務所」を「飯田建設事務所」に改め、同表の11中「飯山南高等学校」を「飯山南高等学校 飯山高等学校」に、「中野西高等学校」を「中野立志館高等学校 中野西高等学校」に、「丸子実

業高等学校 東部高等学校」を「丸子修学館高等学校 東御青翔高等学校」に、「木曾山林高等学校」を「木曾山林高等学校 木曾青峰高等学校」に、「総合教育センター 生涯学習推進センター」を「総合教育センター」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

- 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県税収納推進センター」を「個人県民税対策室」に改める。

第12条第2項第10号を次のように改める。

- 前項第18号の作業 100円(当該作業が気圧0.2メガパスカルを超える圧搾空気内で行われるときは500円)に当該作業に従事した時間数を乗じて得た額

(土地改良財産の管理等に関する規則の一部改正)

- 土地改良財産の管理等に関する規則(昭和45年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「土地改良課長」を「農地整備課長」に改める。

行政改革推進課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第23号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第2項及び第4条(見出しを含む。)中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第5条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

第6条第1項中「出納長、」を「会計管理者又は」に改め、「又は会計局長」を削り、同条第3項中「係長又は係」を「係長若しくは班長又は係若しくは班」に改める。

第9条第3項中「出納長が」を「会計管理者が」に、「会計局長が、出納長及び会計局長がともに不在のときは会計課長」を「、事務を主管する課長」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 危機管理局長が不在の場合における前項の規定の適用については、同項中「知事の承認を受けてあらかじめ部長が指定した順序により課長(その事務につき合議を受けた部内の課長があるときはその課長)」とあるのは「危機管理局の他の課長が、これらの者がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ部長が指定した職員」とする。

第9条第6項を削り、同条第7項中「県税収納推進センター及び建設産業総合支援センター」を「室」に、「所長があらかじめ指定した職員」を「室長補佐、室長補佐が複数の室にあつては室長があらかじめ指定した室長補佐」に改め、同項を第6項とし、同条第8項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

(別表第1)(第4条関係)
別表第1中 知事又は出納長の決裁を要する事項

(別表第1)(第4条関係) に改め、同
知事又は会計管理者の決裁を要する事項

2中「出納長」を「会計管理者」に改め、同(1)中「8,000万円」を「5,000万円」に、「30万円以上の食料費」を「10万円以上の交際